

居宅介護支援

1 事業概要

在宅の要介護者が、介護保険から給付される居宅サービス等を適切に利用できるように依頼を受けた居宅介護支援事業所により行われる介護サービス計画の作成、居宅サービス事業者との利用調整や介護保険施設への紹介等のケアマネジメントを、居宅介護支援といいます。介護サービス計画は、要介護者の心身の状況や置かれている環境、本人や家族等の希望等を踏まえて作成されます。

2 人員、設備基準の概要

(1) 人員基準

職 種	員 数
介護支援専門員	・常勤1人以上 ・利用者の数が35人又はその端数を増すごとに1人を標準
管理者	常勤専従1人（主任介護支援専門員でなければならない。※ただし、R9.3.31までの間は介護支援専門員でも可） （次の場合は専従でなくても可） ① 管理者が管理する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合 ② 同一敷地内にある他の事業所の職務に従事する場合（管理に支障がない場合）

(2) 設備基準

面 積 等
① 必要な広さの区画（相談、サービス担当者会議等に対応するのに適切なスペース）
② 必要な設備及び備品等（感染症予防に必要な設備等に配慮）